

# デジタル法案衆議院審議の検証

## ●2/9デジタル改革関連6法案国会提出(法案説明資料に45カ所の誤り)

- 1) デジタル社会形成基本法案
- 2) デジタル庁設置法案
- 3) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(約60本の法案一括)
- 4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法案
- 5) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法案
- 6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

## ●1～5の5法案(( )内インターネット中継時間)

3/9衆議院本会議で趣旨説明⇒内閣委員会、3/12(5時間34分)、3/17(5時間15分)

3/18参考人質疑

松尾豊東大大学院工学系研究科教授、三宅弘弁護士・獨協大学教授

石江夏生利中央大学国際情報学部教授、山田健太専修大学文学部ジャーナリズム学科教授)

3/19(5時間12分)、3/24AM内閣委・総務委連合審査会(3時間11分)・PM(2時間4分)、

3/31(5時間10分)、4/2内閣委採決＝修正案5本、付帯決議28本、4/6衆議院本会議採決

4/14参議院本会議趣旨説明、4/20内閣委(6時間33分)、4/22内閣委(6時間13分)

## ●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

4/6衆議院本会議で、5法案採決後に趣旨説明

4/15総務委員会質疑・採決(5時間29分)＝15本の付帯決議、4/16本会議採決

## デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

### デジタル社会形成基本法案(仮称) ※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

(IT基本法との相違点)

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用(基本理念・基本方針)
- ・ デジタル庁の設置(IT本部は廃止)

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則(10原則)の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

### デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化(個人情報保護法改正等)
- ✓ 押印・書面手続の見直し(押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正)
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法等改正)
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化(郵便局事務取扱法改正)
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載(公的個人認証法改正)
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知(住民基本台帳法改正)
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化(マイナンバー法、J-LIS法改正)

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

### デジタル庁設置法案(仮称)

- ✓ 強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織(長は内閣総理大臣)。デジタル大臣(仮称)のほか、特別職のデジタル監(仮称)等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

### 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(仮称)

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

### 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(仮称)

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

### 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(仮称)

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

(政府の法案説明資料より)

# デジタル社会形成基本法案

3

## デジタル社会形成基本法案の概要

&lt;予算関連法案&gt;

### 趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

### 概要

#### 1. デジタル社会

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、**先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用**することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

#### 2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護**等の基本理念を規定する。

#### 3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、**国、地方公共団体及び事業者の責務**等を規定する。

#### 4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**多様な主体による情報の円滑な流通の確保**（データの標準化等）、**アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護**等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

#### 5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより**内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画**を作成する。

#### 6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

**高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止**するほか、関係法律の規定の整備を行う。

#### 7. 施行期日

令和3年9月1日

# デジタル社会形成基本法案の付帯決議

4

二デジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 本法は**国民に義務を負わせるものではない**ことに留意すること。また、事業者に課される努力義務は、事業者に過度な負担を課することのないよう十分留意すること。
- 2 本法第十条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた**情報の活用により個人の権利利益が害されることのないよう**するとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
- 3 本法第二十九条は**地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではない**ことに留意すること。
- 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。
- 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が**国民を監視**するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないようにすること。
- 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず**誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに**、地方公共団体等の窓口における**対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮**すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
- 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、**各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げるものがないよう**にすること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、**適切な財源措置を講ずること**。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う**事業者への過度な負担**が生じないよう計画的に作業を推進すること。
- 8 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等の行政機関等（個人情報の保護に関する法律第二条に定める行政機関等をいう。以下同じ。）が保有するデジタルデータについては、データの性質を踏まえつつ、その管理を外部に委託した場合を含め、**データを国内に置くなど個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり適切な管理**を行うこと。
- 9 行政機関等が保有する情報のうち国民生活に有用なものについては、積極的にホームページ等で公表するなど国民が容易に活用できるようにするための環境整備について検討すること。

(平井) 監視社会型のデジタル化の最たるものは中国。非常に効率的だが容認できるものでない。日本は、政府による情報の一元管理であるとか個人情報とかプライバシーに関して、国民は厳しい目で見ていくというふうを考えているので、我々は、**監視社会**というようなものは全然想定しているわけでは**ありません**。最大限の配慮をした開発を常に続けてきている歴史があるので、非効率的でコストがかさんだ部分もあるが、それは日本としてデジタル化の中で守っていきたい一線(3/12内閣委・立憲今井)

国会議員や幹部官僚の情報収集(盗聴、メール、位置情報等)はやってないか(3/31内閣委立憲・後藤)(菅総理) **法令にのっとって適正に**情報収集はやっていきますけれども、法令に載らないことはやらない(後藤) その法令は刑事訴訟法、通信傍受法、組織的犯罪処罰法か、ほかにあるか(菅総理) **事柄の性質上、お答えすべきではありません**

内閣情報調査室からレクを受ける中に、個人情報はあるか(3/31内閣委立憲・後藤)(菅総理) 内調から私への説明に含まれる個人情報は、内調が収集した情報、また他の行政機関が収集した個人情報が含まれる場合に**行政機関個人情報保護法第八条に基づいて**提供された情報に、関係省庁が集約・分析した情報を集約しており、関係法令にのっとって適正に行われている(森野政府参考人) **関係省庁がどのような法的根拠で内閣情報調査室に情報提供しているか**については、内閣情報調査室としては最終的にお答えする立場にはない

スノーデン文書ではアメリカから防衛庁にXキースコア提供あり、防衛省のメール監視は(3/12内閣委立憲・本多)

(中山防衛副大臣) 電波情報業務の具体的内容は、将来の効果的な情報活動の支障となるおそれがあり、お答えを差し控えるが、防衛省・自衛隊におきます情報収集活動は、我が国の防衛に必要な情報を得るために行っているものでありまして、委員が御懸念をお持ちのインターネット上のメールの傍受を含め、**一般市民の監視**を行っているものではない

## ※「整備法」で「相当な理由」により目的外利用・提供を認める規定はどうか

(現) 行政機関個人情報保護法第8条 (利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。**ただし**、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 **本人の同意**があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当な理由**のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当な理由**のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら**統計の作成又は学術研究**の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに**本人の利益**になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

「整備法」第50条⇒第51条により改正個人情報保護法第69条へ

※「行政機関」が「行政機関等」(＝行政機関、**地方公共団体の機関**、独立行政法人等、地方独立行政法人等)に

※個人情報保護法(＝民間事業者に適用)

第十六条(利用目的による制限) 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 (略 事業の承継の場合)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

# デジタルの利用は国民・事業者の義務か

7

## ●デジタル化は国民・事業者の義務か？(3/12内閣委・立憲後藤)

\* 第3条 情報通信技術の活用やデジタル社会に参画することは全ての国民の義務か  
(平井)義務の主体は国・自治体・事業者で、国民の義務ではない

\* 第11条 情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応することは国民の義務か  
(平井)具体的な主体を念頭において義務づけるものではない

\* 第16条 デジタルの利用は事業者の義務か(If.持続化給付金はデジタルでしか申し込めず)  
(平井)事業者を対象とした努力義務だが、デジタルを不要と考える事業者に義務を課す趣旨ではない

\* 第20条 国民は情報通信技術活用の能力習得が不可欠か  
(平井)一人一人安心してデジタル社会に参加できるよう、必要な能力の習得が不可欠

## ●マイナンバーカードを持たずに生きる権利の保障を(3/24連合審査・共産本村)

(平井)多様な幸せの実現であり、マイナンバーカードやデジタルを活用しない生活様式を否定するものではない。ただちゃんとした身分証明書があるのは、安全、安心な社会をつくっていく上では**必須**

## ●窓口や紙の手続きがなくなる

前橋市が移動困難者タクシー運賃補助をマイナンバーカードの利用に限定(3/17内閣委・共産塩川)

## ●第8条デジタル弱者、デジタルデバイド対策

(平井)誰一人取り残さないが基本理念。中国やアメリカは置き去りにされる方々が非常にいる  
・デジタル申請のみとした持続化給付金では申請に苦労した事業者が多数(3/12内閣委・自民本田)  
・デジタル社会形成の阻害要因となる格差の是正でデジタル化を前提(3/17内閣委・共産塩川)

# デジタル庁設置法案

8

## デジタル庁設置法案の概要

<予算関連法案>

### 趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

### 概要

#### 1. 内閣にデジタル庁を設置

#### 2. デジタル庁の所掌事務

##### (1) 内閣補助事務

・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

##### (2) 分担管理事務

・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進

・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理

・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

・商業登記電子証明(情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの)、電子署名、公的個人認証(検証者に関すること)、電子委任状に関する事務

・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)に係る総合的・基本的な政策の企画立案等

・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進

・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監視、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

#### 3. デジタル庁の組織

(1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。

(2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勸告権等を規定。

(3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。

(4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。

#### 4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

## ● デジタル庁でやること

(平井) デジタル庁は、**行政の縦割りを打破**して、国民がデジタル化の利便性を実感できる社会をつくるために、強力な司令塔機能を果たす必要がある。(3/12内閣委・自民本田)

(平井) 国、地方公共団体及び公共分野の民間事業者の情報システム整備の**基本方針の策定**、また、全て共通に使う**ベースレジストリーの整備**であるとか、**データの標準化、APIなどデータ連携に関する基盤やルールの整備、ガバナメントクラウドの整備**などをすぐに行うという予定(3/12内閣委・立憲今井)

## ● デジタル庁のもつ権限

(富安政府参考人) 復興庁と同様の、他省にはない強力な総合調整権限などを付与。具体的には、他省と異なり組織の長を内閣総理大臣とし、これを助ける専任のデジタル大臣を置く。またその総合調整を担保するために、関係行政機関の長が十分に尊重しなければならないと規定する勧告権を付与。また関係予算の一括計上、配分、関連する行政各部の事業の統括監理権限等を持つ(3/24内閣委・共産塩川)

(平井) 政府CIOは総合調整を担う職で、自ら情報システムなんかは整備しないアドバイザー的な立場。この**デジタル監**は総合調整に加えて、マイナンバーや本人確認、データ関係の総合的、基本的な政策の企画立案、推進及び重要な情報システムの整備、管理等の固有の行政事務を行いデジタル庁の各部局が行う**事務全体の監督**をする(3/24連合審査・国民高井)

## ● 特定企業に都合のよいルール作りや予算執行が行われるのではない(3/31内閣委・共産塩川)

デジタル庁の母体一つIT総合戦略室には百人以上の民間企業出身者がおり、その多くが、民間企業に在籍をしたまま非常勤国家公務員として勤務し在籍企業からの給与の補填を禁じられていない。

(菅総理) デジタル庁における民間人材の確保に当たっては、原則公募による採用を進めるとともに、公務の公平性に疑念を抱かれることがないように十分留意することが必要

## 【デジタル法案についての衆院内閣委付帯決議】

デジタル庁設置法の施行に関し、デジタル庁への民間からの人材確保に当たっては、特定企業との癒着を招くことがないように配慮すること。併せて、今後継続的に民間から有能な人材が確保できるよう人事及び給与の面で適切な処遇を図ること。また、デジタル庁の体制の整備に当たっては、政府全体として行政の肥大化につながり行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。

# デジタル庁による情報連携システムの抜本的見直し

総理大臣を長に、マイナンバー関連システムの集中。予算の一括計上

\* 個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

\* マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用

\* 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理

\* 本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等

\* 商業登記電子証明、電子署名、公的個人認証、電子委任状

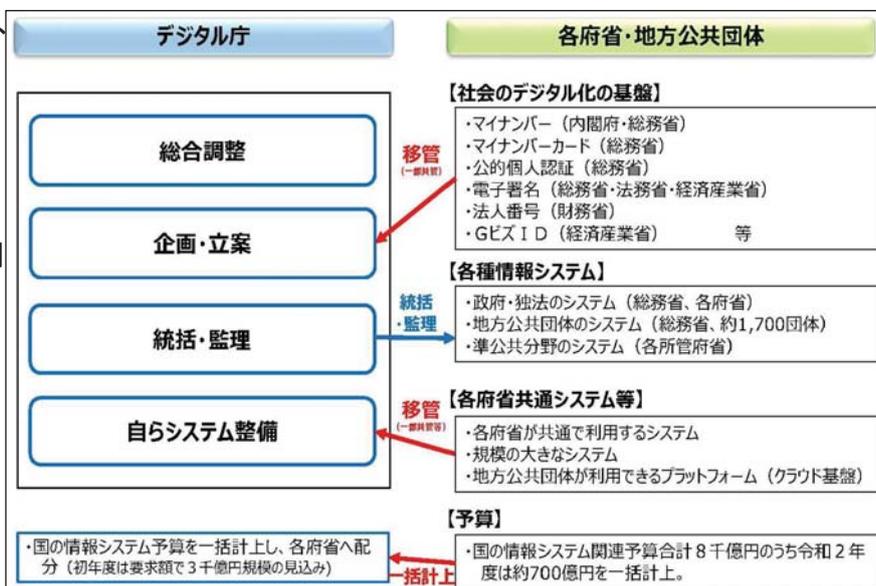
\* データ標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の総合的・基本的な政策の企画立案等

\* 国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進

\* 国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上

・(仮称)Gov-Cloudの整備

・(仮称)自治体等共通SaaS基盤



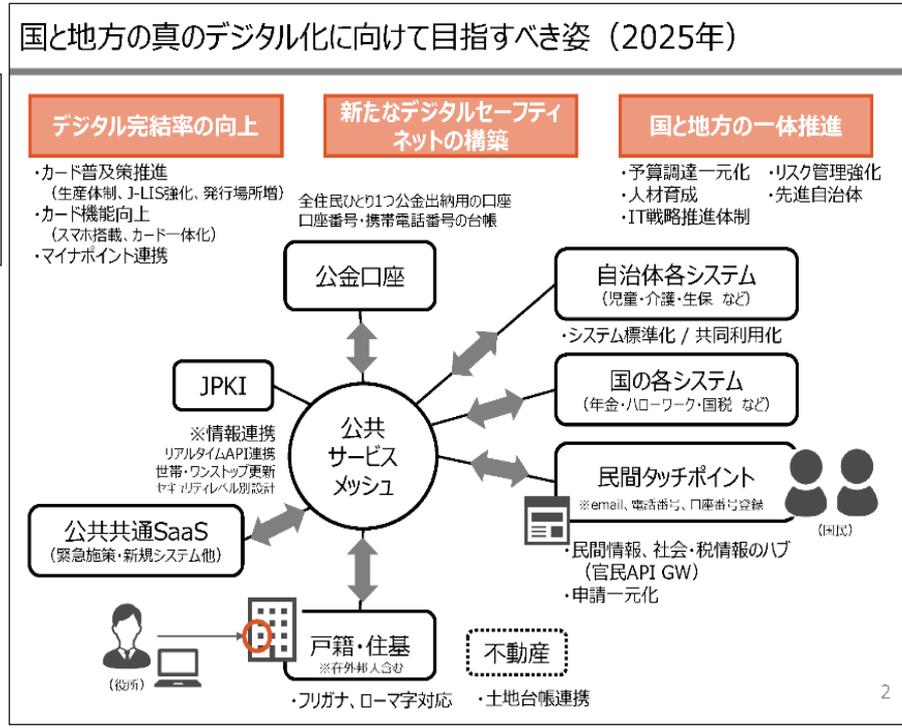
(デジタル改革関連法案ワーキンググループ第4回資料より)

## 情報連携基盤(「公共サービスメッシュ」)の構築

行政機関間における情報連携の徹底。そのためデータの照会・提供だけでなく、プッシュ通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」末尾の有識者提出資料

2021年度に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022年の通常国会に法案提出予定



# デジタル庁でつくりようとしているシステム

## ●Gov-Cloud(ガバメントクラウド)とはどういうものか

(藤井副大臣)ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する複数のサービスモデルを業務要件に合わせて選択し、相互に接続して構築する予定。その選定基準は、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること、技術仕様等が公開され客観的に評価可能であること、現在策定中の技術要件等を満たすこと、システムライフサイクルを通じた費用対効果が見込まれること、国によってしっかりと統制ができることで、これらを満たすものであれば排除をしない(3/17内閣・自民牧原)

(時澤政府参考人)ISMAPでは、国際レベルの管理基準に基づきまして、第三者による監査のプロセスを経まして安全性が評価されたクラウドサービスをリストに登録、公表して、政府機関がクラウドサービスの調達を行う際には、リストに登録されたサービスから調達することを原則としております。ガバメントクラウドにつきましても、このリストに登録されたサービスから調達することが原則(3/17内閣・公明濱村)

(平井)ISMAPはハードルがとても高い。ここを取ってまでやろうというクラウド事業者というのは、これは相当な資本もないとできないし、そういう意味で、ローカルでパブリッククラウドをやろうという事業者は本当にいるのだろうか(3/19内閣・公明濱村)

(時澤政府参考人)ガバメントクラウドはデジタル庁が整備し、各省庁や地方公共団体が利用するということを想定。個々の業務システムに関するデータも格納する。データのアクセス権限は、データを所管する行政機関がそれぞれを設定し、当該データが格納されるクラウド上の領域は他のデータが格納される領域と論理的に分離する。このため、従前と同様に、データを所管する行政機関以外には当該データにはアクセスすることができない(3/19内閣・共産塩川)

## ●ベースレジストリー(公的基礎情報データベース)

(二宮政府参考人)ベースレジストリーはワンズオンリーを実現するために大変重要。重点整備対象候補は個人とか法人、土地、地図、公共施設等々。2030年を目標に整備し、そのための仕組みづくりを五年以内に行う。社会的インパクトが大きいところから段階的に整備(3/17内閣・自民牧原)

### 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報**の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

### 概要

#### 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
  - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
  - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
  - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

#### マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
  - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

#### マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局郵便法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

##### <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
  - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
  - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
  - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

##### <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
  - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
  - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

#### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

## デジタル社会形成関係法律の整備法律案の付帯決議（個人情報保護関係）

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、**自己に関する情報の取扱いについて自ら決定**できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めること及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して**条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重**すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「**相当の理由**」及び「**特別の理由**」の認定を、**厳格**に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、**個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組み**について、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 **個人情報保護委員会による行政機関等の監視**に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、**個人情報保護委員会の体制強化**を図ること。
- 8 **学術研究目的における個人情報の取扱い**については、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

## 個人情報保護関連3法の一本化(整備法50条)についての質疑<sup>15</sup>

### ●公的部門の個人情報の定義が「照合可能性」から民間と同様に「容易照合可能性」に

(時澤政府参考人)容易照合可能性と照合可能性との差分に該当する情報は、匿名加工情報、外部から取得した仮名加工情報、提供元では個人を識別できませんけれども提供先で個人を識別可能となる情報、この三つが想定される。これらの情報は、改正後は個人情報に該当しない(3/17内閣・立憲森山)

(時澤政府参考人)この情報のうち、匿名加工情報と外部から取得した仮名加工情報については、本人を識別するために他の情報と照合してはならない義務、そして保有個人情報の安全を確保する措置を取る義務というのを新たに措置。提供元では個人を識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報については、提供先への措置要求義務等を新たに措置し、保護の質が低下しない(3/19内閣・立憲後藤)

### ●「相当な公益性」による目的外利用・提供

(時澤政府参考人)改正後の個人情報保護法では、行政機関等は法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で**相当の理由**があるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該機関内部で利用可能であるということを規定。

その場合でも、**個人の権利利益の保護の必要性、そして個人情報の有用性を考量**して、個人の権利利益の保護の必要性が上回ると考えられる場合には、相当の理由がないと判断される。改正後は、国の行政機関、地方公共団体も個人情報保護委員会による監視を受けることになり、相当の理由の有無についても、最終的には委員会が中立、客観的な立場で判断し、行政機関等が恣意的に判断することはない(3/17内閣・立憲森山)

### ●EUの一般データ保護規則(GDPR)と個人情報保護の制度の関係

(福浦政府参考人)2019年1月に欧州委員会により個人データの越境移転に関する十分性認定の決定が行われており、個人情報保護法とGDPRとは実質的に同等の保護水準になる。

その上で幾つかの**相違点**が存在し、EU域内から十分性認定に基づいて移転される個人データに対して、補完的ルールを設けている。この中では、要配慮個人情報の範囲、保有個人データの範囲、利用目的の確認、記録、日本から第三国への個人データの再移転、匿名加工情報の範囲に関する規定を設けており、例えば要配慮個人情報の範囲につきましては、性生活、性的指向、労働組合に関する情報は要配慮個人情報と同様の扱いとする規律(3/17内閣・立憲森山)

## 自己情報コントロール権をめぐる質疑<sup>16</sup>

(近藤政府特別補佐人)自己情報コントロール権につきましては、その内容、範囲及び法的性格について様々な見解があり、現在のところ明確な概念として確立しているものではないと認識。住基ネット最高裁判決でも、自己情報コントロール権というものが認められるという判断はしていないと理解。法制局としての見解としてそう理解。(3/12内閣・立憲後藤)

(富安政府参考人)自己情報コントロール権、データポータビリティ権、忘れられる権利等につきまして、その内容、範囲及び法的性格に関しまして様々な見解があると考えており、我が国において明確な概念として確立していないと考えておりますので、今回の法案においては明記はいたしておりません。

ただ、個人情報の取扱いにつきまして、本人が関与するというのは重要なことと考えておりますので、改正案におきましても、本人による開示、訂正、利用停止請求等を可能とする規定を設けておりますし、個人が予期せぬ不当な取扱いを受けること等を防ぐ観点から、個人情報の目的外利用を制限するとともに、個人情報の不適正利用を禁止するし、これらの規定により個人の権利利益を実効的に保護していくものとなっている(3/31内閣委・立憲森山)

(平井)今、先生エストニアの例をお出しになりましたけれども、いつ、誰が、何のためにというのをちゃんとチェックできるんですね。私がエストニアはすごいと思ったのは、元首相のカルテが漏れたときに、二人のアクセスした人たちが、理由を書きつけていなかったために処分をされたというふうに聞いております。

これはデジタルだからできたということだと思うんですが、同じ頃に、F1ドライバーのシューマッハさんのカルテが漏れたんですね。このときには、これは紙だったんですね。結局、誰が漏らしたかというのが分からない。

つまり、デジタル化のプラスの面というのは、行政の透明性を上げることもできるんです。先ほど委員からは不十分だと言われたマイナポータル個人情報のチェックする機能というのものも、初めて今回搭載するということです。私も委員と同じ問題意識で、デジタル化はやはり行政のプロセスを透明化するためのツールとしてもっと使えるのではないかと問題意識は持っています。その第一歩を今回実装したということと理解しています。(3/12内閣・立憲中谷)

## 個人情報保護委員会の監督の実態

- 個人情報保護委員会が行政機関に対し立入検査・命令できないのはなぜか(3/19内閣・立憲森田)  
(時澤政府参考人) 個人情報保護委員会は、職権行使につきまして高度の独立性を有する機関だが、行政組織の体系上は内閣府の外局で、内閣の下、他の行政機関と基本的に対等の立場にあり上下の指揮命令関係にはない。このため、個人情報保護委員会が他の行政機関に対して法的拘束力のある**命令**を行うことは、我が国の行政組織の基本的な体系と整合しないと考えられる。  
改正案では、個人情報保護委員会は他の行政機関に対して勧告権を持つ。この**勧告**は、法的拘束力を持つものではないが、独立規制機関の意見として当然に尊重されることが予定され、行政機関が勧告に従わないということは、通常は想定されない。**立入検査**についても、拒否に対して罰則の科される立入検査というものではなくて、罰則による担保のない**実地検査**を認めるということとしている
- 調査先の行政機関が、嫌だ、調査されたくない拒否するとどうするか(3/31内閣・立憲川内)  
(平井) 行政機関が個人情報保護委員会が行う実地調査に従わないということは、法の趣旨に照らしても想定されないと考えます。万が一、行政機関が実地調査に協力しない場合、個人情報保護委員会が行政機関における個人情報の取扱いに対して勧告を行い、適正な取扱いは確保される…最終的には、内閣の長たる内閣総理大臣の指導の下、行政全体としての個人情報の取扱いの統一が図られる
- 個人情報保護委員会の「調査」の実態  
(3/31内閣・立憲川内) 日本年金機構においてマイナンバーが流出したのではないかとする事例、個人情報保護委員会の検査結果を日本年金機構、厚生労働省に通知した文書は、真っ黒でホームページの議事録には記録が一切ない。個人情報保護委員会はマイナンバーの流出についての調査したのか。  
(福浦政府参考人) 平成30年3月8日の委員会に諮り通知した。従来からの取扱いとして、監視、監督案件については非公表。行政機関等には、特定個人情報について漏えいのおそれのある事案が発覚した場合には、まずは当該機関において事実関係の調査、原因の究明を行い、当委員会に報告をしてもらう。今般の件も、当委員会が自ら調査を行ったのではなく、厚生労働省の監督の下で日本年金機構において事実関係の調査等が行われ、結果について報告を受けた  
(川内) 厚労省が調査結果を出すのは6月。この平成三十年三月八日の時点では、マイナンバーが流出していたか否かということについて厚労省もまだ調査結果を出していない。**厚労省もまだ調査結果を出していない三月の時点で、個人情報保護委員会が自分たちでは調査もせず通知する**というのは、ちょっと私には理解できない

## 個人情報保護条例国基準化(整備法51条)と独自規定

- 条例の上乗せ横出しの独自規定はどこまで「認められる」か(3/19内閣・立憲森田)  
(平井) 現行の地方公共団体の条例の規定は、**基本的には改正法の施行までに一旦リセットしていただく**ことになり、独自の保護措置として存置する規定等については改めて規定していただくことになる。現行の地方公共団体の条例の規定のうち、改正案の施行後も独自の保護措置として規定を置くことが想定される事項については、改正案の中で明文の規定を置いております。  
(時澤政府参考人) **法律案で具体的に明文の規定で条例の中で取り込むことができるもの**は、例えば、条例要配慮個人情報の内容、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係るもの、本人開示等請求における不開示情報の範囲、本人開示等請求における手数料、本人開示請求の手続、審議会等への諮問、法律の中で条例で定めるということができるといふふうにされている。  
そのほか**明文の規定はないが**、例えば、法の実施のための細則、団体内部の手続、法的効力を伴わない理念的事項、個人情報以外の観点から定められる事項については条例で定めることができる。先ほど例示として挙げられました、例えば目的規定、**自己情報コントロール権**については、それが具体的な法的効力を伴わない理念的な事項であれば、それは規定を置くことができる。例えば、**死者の情報**については、個人情報は生存する者ということでございますので、死者に関する情報を条例で個人情報に追加することはできないが、例えば災害等で亡くなった方の情報の取扱いについて、遺族感情の尊重の観点から個人情報とは別の観点から条例で定めるというのはできる。  
オンライン結合制限につきましては、これはもう全体的に、オンライン、オフラインを問わず安全配慮をしますので、オンラインにつきましては今回規定を設けておりません。ということは、**オンライン結合制限**というのは、**条例で上乗せはできない**と整理をしている。  
(富安政府参考人) 今回の法改正は、個人情報保護の全国的な最低水準を画するだけでなく、**保護の利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定めるもの**。こうした法全体の趣旨に照らして、改正後の個人情報保護法においては、条例で独自の保護措置を設けることは、地方の特性に照らし、特に必要がある場合に認められるものと考えている」(3/24連合・立憲松尾)  
(平井) 本件に関して、法律を出す過程において相当地方自治体との意見交換をやってきたというふうには聞いている。今回のこの改正に関して、地方自治体に関しては十分御理解をいただける、また、いただくように努力をしてきた結果ではないか(3/24連合・立憲松尾)

## ●自治体が、匿名加工情報の提供を行わないことは認められるか(3/17内閣・共産塩川)

(時澤政府参考人) 今回の改正案は、匿名加工情報につきましては、都道府県と指定都市についてはこれはやっただく、それ以外のところにつきましては、義務ではなく任意で提案募集を実施していただく制度設計。

## ●国の匿名加工情報(非識別加工情報)の提供実績(3/24連合審査・共産本村)

(福浦政府参考人) 行政機関個人情報保護法では、行政機関が事業者からの提案を募集して、提案があった場合には、審査を行った上で、一定の個人情報ファイルを構成する保有個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工した行政機関非識別加工情報を作成し、提供する制度が設けられている。独立行政法人等につきましても、同様の制度がある。

令和二年度の提案募集の対象となった個人情報ファイルは、行政機関は306件、独立行政法人等は1735件。当該制度による提案募集は平成29年度から実施をされ、これまでの実績は、独立行政法人住宅金融支援機構が提供を行った一件。提供先は、住信SBIネット銀行。独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数は約百十八万人。非識別加工を行った個人情報ファイルの名称は、個人融資マスターデータファイル。

提供された非識別加工情報には、ID、住宅取得以外の借入残高、自己資金、融資申込金額、融資申込金額のうちボーナス返済分、融資種別、返済期間、職業、業種、就業時年齢、申込み本人前年年収、収入合算者の前年年収、性別、申込み時の年齢、家族構成、現住居形態、同居家族人数、現住所郵便番号、購入物件郵便番号、住宅床面積、土地取得費、建物購入価格、勤続年数が含まれている。これらのデータについては、特定の個人が識別できないように加工している。

利用目的は、幅広い客層に安価で優良な住宅ローンを提供するために、AI審査モデルの構築に活用したということでございます。独立行政法人住宅金融支援機構自身が非識別加工を行った。手数料については、契約当事者間の、特にその事業活動に関わるもので、秘密事項ということの整理で当委員会では承知をいたしておりません。

※4/14参院本会議の共産・田村質問で、防衛省が昨年12月に利活用の提案を募集した個人情報ファイルの中に、横田基地夜間差止等請求事件ファイル(訴訟原告名簿)など裁判関係の15本の個人情報ファイルがあることを指摘。4/20参院内閣委では全国86の国立大学法人のうち、49が受験生の入試の点数や内申点などの情報を、30が授業料免除に関する情報を提供対象にしていたことを指摘。

## ※「非識別加工情報」の提供とは

### 3. 非識別加工情報の利用に関する提案から非識別加工情報の提供までの主な流れ

- ・毎年度1回以上、30日以上期間を定めて、提案の募集を行います。
- ・提案の募集前に、国の行政機関・独立行政法人等のウェブ等で募集要綱を公示します。
- ・提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手できます。

- ・非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人問わず、提案できます。
- ・未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから2年を経過しない者等の一定の欠格事由に該当する者は提案できません。
- ・提案前に相談もできます。

- ①欠格事由の該当の有無
- ②一定の加工基準に合致
- ③事業が新産業の創出等に資すること
- ④漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等、審査基準に適合しているかどうかを審査します。

- ・審査結果は個別に通知します。

- ・審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封します。
- ・手数料を納付し、上記書類に必要事項を記入・提出することにより契約することができます。

- ・契約の締結後、国の行政機関・独立行政法人等非識別加工情報を作成・提供します。
- ・利用目的の範囲で事業の用に供することができます。



「国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度のあらまし」(個人情報保護委員会)より

※「匿名加工情報」は2015年個人情報保護法改正で新設され、個人情報として扱わない。  
 「非識別加工情報」は2016年に行政機関・独立行政法人保護法改正で新設され、個人情報として扱う。  
 改正後は匿名加工情報に統一され、個人情報ではなくなる

## デジタル社会形成関係法律の整備法律案の付帯決議(その他)

- 9 転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。
- 10 地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。
- 11 地方公共団体情報システム機構において生成した署名利用者符号については、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう、省令等において明記すること。
- 12 移動端末設備用電子証明書が記録されている移動端末設備の譲渡又は紛失等によって、電子証明書及び署名利用者符号等が悪用されることのないよう、国は、これらを迅速かつ確実に失効・削除する仕組みを整備するとともに、移動端末設備の買取り等を行う関係事業者に対して電子証明書が失効済であること並びに電子証明書及び署名利用者符号等が復元不可能な形で削除済であることを確認するよう要請するなど、万全の措置を講ずること。
- 13 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑に図られるよう適切な支援を行うこと。また、同機構については、一層の情報公開を推進するなど、透明性の高い運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 14 契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供する場合においては、契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保する等、適切な取組を事業者に促すこと。

## J-LISの「国機関化」(整備法55条・57条)・・・天下り以外の質疑なし

### ●地方公共団体情報システム機構(J-LIS)とは

- ・2014年4月地方共同法人として設立
- ・地方自治体の代表者会議により運営
- ・住民情報を集中管理
- 住基ネットの全国センター、住民票コードからマイナンバー生成、マイナンバーカード発行管理、公的個人認証サービスセンター、自治体中間サーバー・プラットフォーム設置(全住民情報を管理) 証明書コンビニ交付のセンター、総合行政ネットワーク(LGWAN)

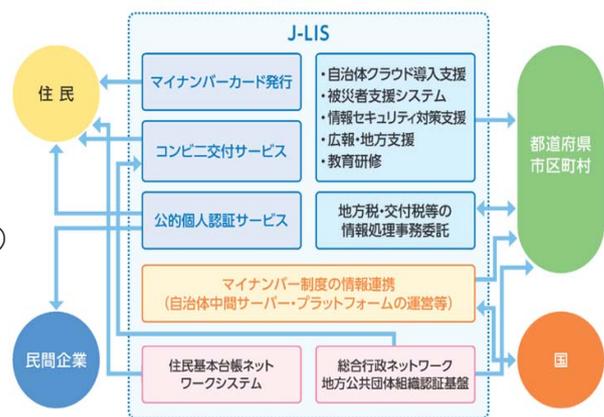
### ●J-LISへの国の関与の強化

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化として

- ・国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換
- ・デジタル庁と総務省で共管。
- ・代表者会議に国の選定する者を加える
- ・マイナンバーカード発行や公的個人認証サービス事業に、デジタル大臣・総務大臣による目標設定・計画認可
- ・目標等実施に国が改善措置命令、違反の場合は理事長解任など法律上国の責任及び関与を明確化
- ・J-LISのシステムは、マイナンバー関係事務、LGWAN、住基ネットも含め抜本的な見直し

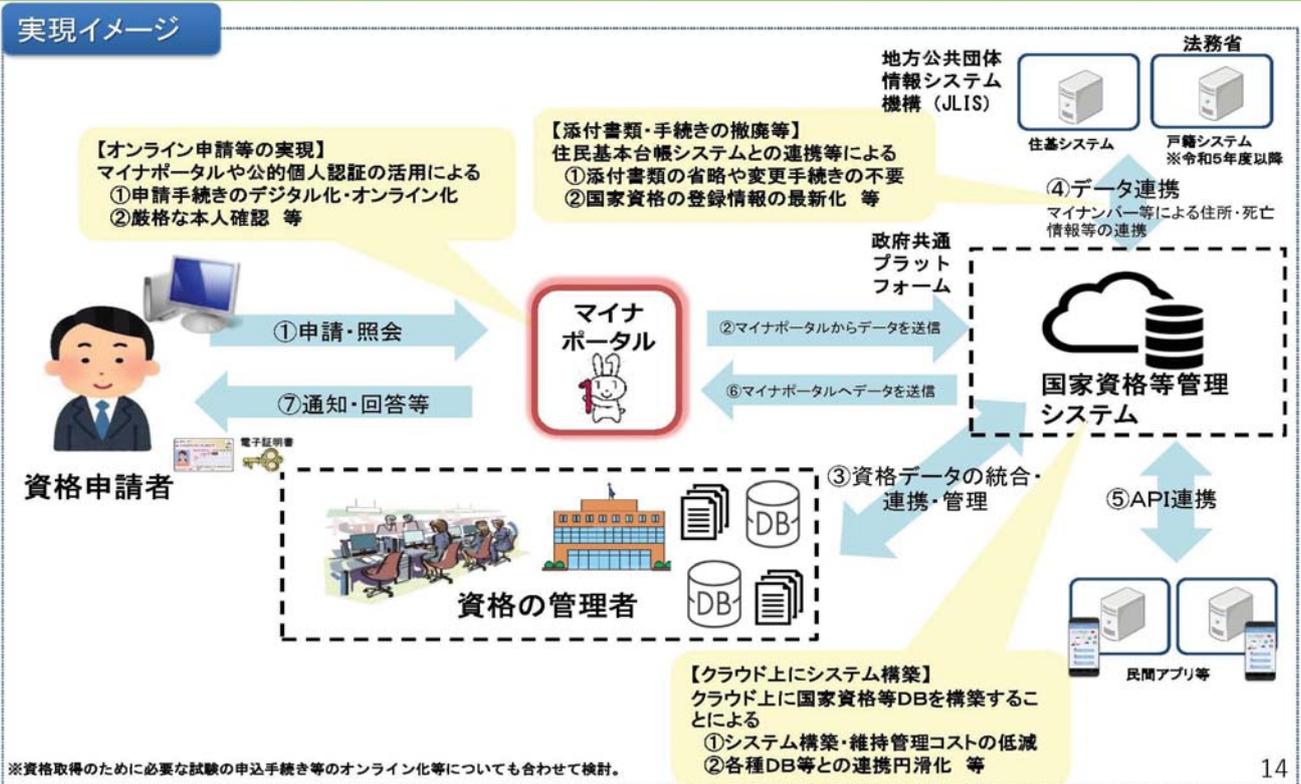
### ●地方共同法人であることは、国民総背番号制ではない一つの論拠だった

「住民基本台帳ネットワークシステムが地方公共団体共同の分散分権的システムでありまして、国が管理するシステムではなく、また、保有される本人確認情報は氏名、住所、性別、生年月日の四情報、住民票コード及び付随情報のみであり、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することを認めない仕組みとなっております。したがって、国民に付した番号のもとに国があらゆる個人情報を一元的に収集管理するという国民総背番号制とは異なるものと考えております。」(住基ネット新設の住基法改正を審議した1999年6月10日第145国会衆議院地行委 小淵首相答弁)  
 ※当時は住基ネット全国センターは財団法人地方自治情報センター(J-LISの前身)に



(J-LIS案内パンフより)

国家資格等管理システム（仮称）の基本イメージ（案）について



【社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会 報告書概要資料 2021年1月8日】

マイナンバーカード機能のスマホ搭載(整備法49条)＝カード所持必要 24

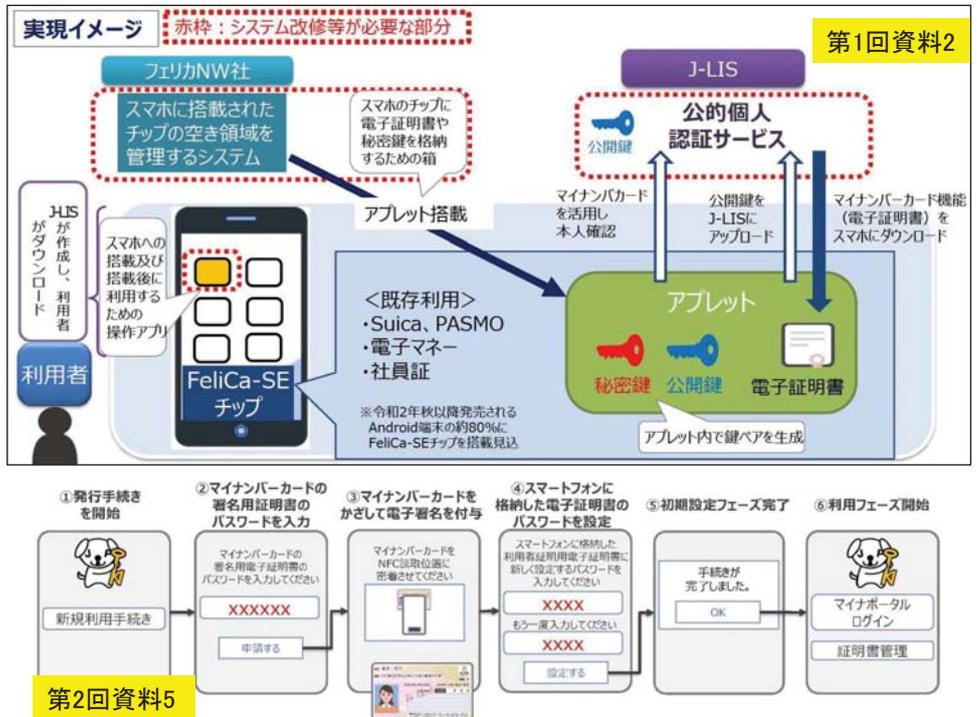
- ・現在＝スマートフォンをカードリーダーとして、毎回スマホにマイナンバーカードをかざして電子申請
  - ・目指す姿＝スマホに電子証明書を搭載し、スマホ一つでオンライン手続きを実現
- 移動端末設備用の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書(「**移動端末設備用電子証明書**」という。)を創設

マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する検討会(総務省)  
第1回2020年11月10日  
第2回2020年12月4日

最初にスマホにマイナンバーカードをかざして、署名用電子証明書のパスワードを入力して、初期設定することが必要

その後はカードを持ち歩く必要がない(スマホを落としたら成りすまされる!!)

※FeliCa-SEチップ搭載のAndroidスマホが対象。  
2022年度に搭載を目指す  
※次期通常国会で公的個人認証法改正を予定



## スマホ搭載でなぜマイナンバーカードが必要か

### ●なぜマイナンバーカードを持っていることが必要か(3/31内閣・立憲森山)

(阿部政府参考人) 市町村窓口における対面での本人確認を経て発行されたマイナンバーカードの電子証明書を信頼の基礎として用いるということで、オンラインで簡便かつ確実に発行することを可能としたい。

仮にマイナンバーカードを持っていない者に発行することとした場合、移動端末設備用電子証明書の発行のために改めて窓口で対面での本人確認を行う必要がありますし、また、電子証明書の更新時やスマートフォンの機種変更等の際も同様に対面での手続が必要。このことは、利用者にとっても、対面での手続を担う行政機関にとっても、過度な負担になろうかと存じます。

マイナンバーカードは、対面でマイナンバーの確認と身元確認を一枚で行える唯一の法的な顔写真付きの本人確認書類でございます。デジタル社会の基盤として引き続きマイナンバーカードの普及を進めることが重要であることから、この観点からも、マイナンバーカード所持者に対しまして、移動端末設備用電子証明書を発行することとしている

### ●スマホを紛失したり買い換えるとき(3/31内閣・立憲森山)

移動端末設備は、マイナンバーカードと異なり、譲渡、売買等により使用者の変更が想定されますことから、本改正におきましては、移動端末設備の使用者に対しまして、移動端末設備の使用停止時に失効申請を行うことをまず義務づけております。これに加えまして、携帯キャリアや中古端末取扱事業者に対しまして、窓口において電子証明書が失効、削除済みであることを確認するよう要請するなど、重層的な措置を講じていきたい

## 郵便局等での電子証明書の発行・更新(整備法45条)・・・質疑なし

現状カードの発行・更新等は、セキュリティの確保や厳格な本人確認の必要性から、市区町村の窓口で市区町村職員が行うこととしている

- ①郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能性  
住所地市区町村から委託を受けた郵便局で、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を可能にする。改正法案を2021年通常国会に提出
- ②郵便局、金融機関、病院、学校、運転免許センター、携帯会社における出張申請受付等の実施拡充
- ③コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定
- ④出張申請受付や申請サポートを実施する際の効果的な集客

### 【暗証番号の初期化・再設定イメージ】

- (1) スマートフォンに専用アプリをダウンロードし  
・4桁の暗証番号  
・顔認証 (により、本人確認※を行った上で、**ワンタイムパスワード**を取得)

- ①スマホにカードをかざし、4桁の暗証番号入力  
②ICチップ内の画像を使用し顔認証を実施



- (2) コンビニのマルチコピー機(全国約3.3万台)にて、  
・4桁の暗証番号  
・ワンタイムパスワード を入力し、**暗証番号初期化・再設定を実施**



※ 顔認証は、一定の確率で他人を本人と誤認する可能性があるため、暗証番号入力と併用することで本人確認を実施。詳細なフローは検討中。

## 本人同意による署名検証者(事業者)への氏名・住所等の提供(整備法55条)

【デジタル社会形成整備法案】

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供関係 改正概要

### 改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

### 公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。



### 改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

(政府の法案説明資料より)

施行期日:公布の日から2年以内で政令で定める日

36

## 署名検証者への性別の変更の提供についての質疑

(3/19内閣・立憲後藤) 公的個人認証法の改正で署名検証者、例えばオンライン証券みたいな会社で、顧客の同意あれば引越した場合に、J-LISから顧客の転居先の住所を教えてもらうことができる。基本四情報と言われる氏名、生年月日、住所、性別がJ-LISから提供いただける。性別が変わるというのはかなり重大で、かつ極めて機微な情報なので、性別の提供は認めるべきではない。

(熊田副大臣) 本改正により可能となるJ-LISから署名検証者等へ提供される基本四情報は、本人を特定するための基本的な情報として広く利用されているものであるとともに、その提供は利用者本人の同意が前提であるため、利用者の意思に反した情報の提供は行われぬものと認識。

また、署名検証者等にとっても、健康診断に関わる事業など、性別の情報によってそれぞれの需要に応じたサービスを提供する場面も想定されるため、性別情報の提供は一定の有用性があると考えているため、今回の仕組みに含めることとした

(後藤委員) かなり昔に最初の段階で同意をして、かなり年限がたって性別を変えるということが起きて、その昔の意思でもって判断される可能性もある。この公的個人認証法十八条三項に基づいて定める政令の中で、例えば性別については対象外とすることはできるか。

(熊田副大臣) 基本四情報の提供に関する詳細は、今後、政省令で定めることと予定。利用者本人の意思に反した基本四情報の提供が行われないよう制度設計することが重要。

具体的な運用につきましては、例えば、性別情報を除いた同意も可能とすることや、同意後もその同意の取消しが可能な仕組みとすることなどを含め、システムを運用する地方公共団体情報システム機構などとともに協議をしながら、丁寧に検討してまいりたい

(3/31(内閣・立憲森山))

同意後に事情変更があるということも踏まえて、同意の取消しを可能にするということ、それから同意の有効期限を設けるなど、いろいろなやり方があると思いますが、少なくとも取消しができるようにするというような運営をしていただきたいと思います。

(阿部政府参考人) 「同意をした後にそれを取り消すとかいうことにつきましては、これからの検討になりますけれども、しっかりとそういうことができるような形で検討してまいりたい

# 転職等による企業間の特定個人情報の提供(整備法48条)

29

従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供

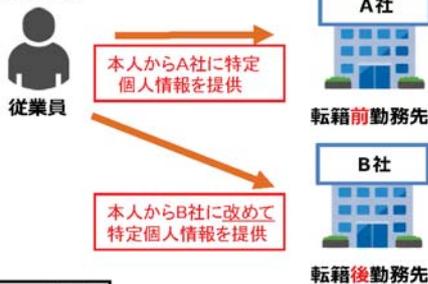
## 改正の背景

- 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。
- 従業者等は、転籍・退職等により雇用先を変更した場合に、転籍・再就職後の勤務先に対し、改めてマイナンバーを提供しなければならず、国民・事業者の負担が極めて大きいため、見直しを求める要望あり。

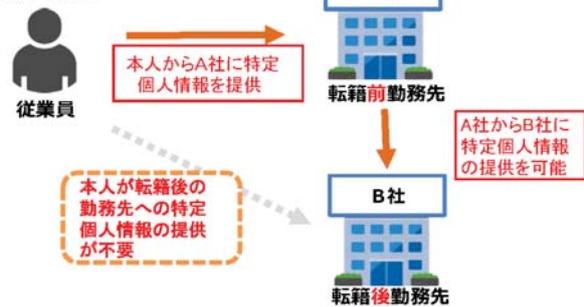
## 改正の概要

従業者等の転籍・退職等があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の勤務先から、転籍・再就職した勤務先に、当該従業者等の特定個人情報の提供を可能にする(番号法第19条の改正)。

### 【現在】



### 【改正後】



## 改正の効果

従業者等の転籍・退職等があった場合、従業者等が改めて特定個人情報を提供する必要がなくなるため、国民・事業者の負担が軽減される。

(政府の法案説明資料より)

施行期日: 令和3年9月1日 34

# 転職等による特定個人情報の提供についての質疑

30

●改正内容 番号法19条(特定個人情報の提供の制限)に、4として追加  
一の使用者等における従業者等であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

## ●3/31衆院内閣委員会 立憲・森山)

(富安政府参考人)これまで、転籍による従業員の雇用先の変更等に際して、事業者は従業員から再度マイナンバーの提供を受ける必要があり、国民、事業者双方の負担が極めて大きいとの指摘もあった。そうした状況を踏まえまして、今回の改正案におきましては、従業者等の転籍、退職があった場合に、御本人さんの同意があるときは、転籍、退職前の勤務先から転籍、再就職した勤務先に対し、マイナンバーを含む個人情報の提供を可能とし、御本人様含め、負担の軽減を図ることとした。

○森山(浩)委員 これはマイナンバーにひもづく情報だけということでもいいですね。というのも、例えば前の会社で欠勤が多かったとか、上司とけんかしたとか、いろいろな情報がぼこぼこくっついて次の会社に行くというようなことになると本人の不利になる、こういう可能性もありますし、あるいは、事実上、次の会社に渡したいけれどもいいですかと聞かれて、嫌だと言うのはなかなか言いにくいところもあるかと思えますけれども、ここについては配慮はできますか。

(富安政府参考人)半ば強制に近いような同意みたいなものがあるなど問題のある事業者につきましては、個人情報保護委員会において適正な監督が行われると承知しております。

(平井国務大臣)本人同意というのは自由意思によるものですので、従業員の意思に反して行われることがあってはならないのは当然だと考えていますので、マイナンバー法を所管する内閣府において適切に周知、広報をするというふうにさせていただきたい

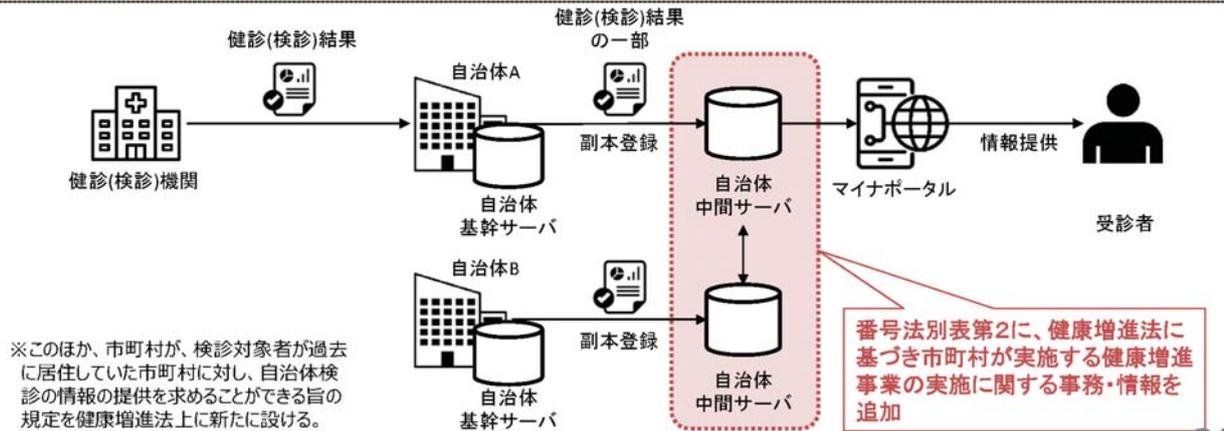
## 健康増進事業の実施に関する事務(自治体検診事務)に関する情報連携の拡大

### 改正の背景

- 国民が、マイナポータルを通じて、デジタル化された自らの保健医療情報を活用し、日常生活の改善や健康増進に活用する環境の整備として、PHR(Personal Health Record)の推進が必要。
- また、自治体においてデジタル化された住民の保健医療情報を活用することにより、より高度かつ効率的な保健サービスの提供を行うことで、住民の健康増進を図ることが求められている。

### 改正の概要

健康増進法に基づき市町村が実施する検診(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)(以下「自治体検診」という。)について、転居に際して、転居先市町村に電子的に引き継ぐことにより、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な検診等の実施に資する。



※このほか、市町村が、検診対象者が過去に居住していた市町村に対し、自治体検診の情報の提供を求めることができる旨の規定を健康増進法上に新たに設ける。

(政府の法案説明資料より)

施行期日: 公布の日から施行

# 預貯金口座へのマイナンバー付番・管理

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとする。特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

### 1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

### 2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

### 3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

#### (1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は

②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) **マイナンバーを利用した管理** 行政機関の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用して管理することができる。

※施行日: 公布日から2年以内(特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内)

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、**預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。**

### 1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

#### (1) 金融機関に対する 申出等

・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。

・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。

#### (2) 預金保険機構 による通知等

・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。

・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。

・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

### 2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。

・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

### 3. 預金保険機構の業務の特例等

・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日: 公布日から3年以内(一部を除く)

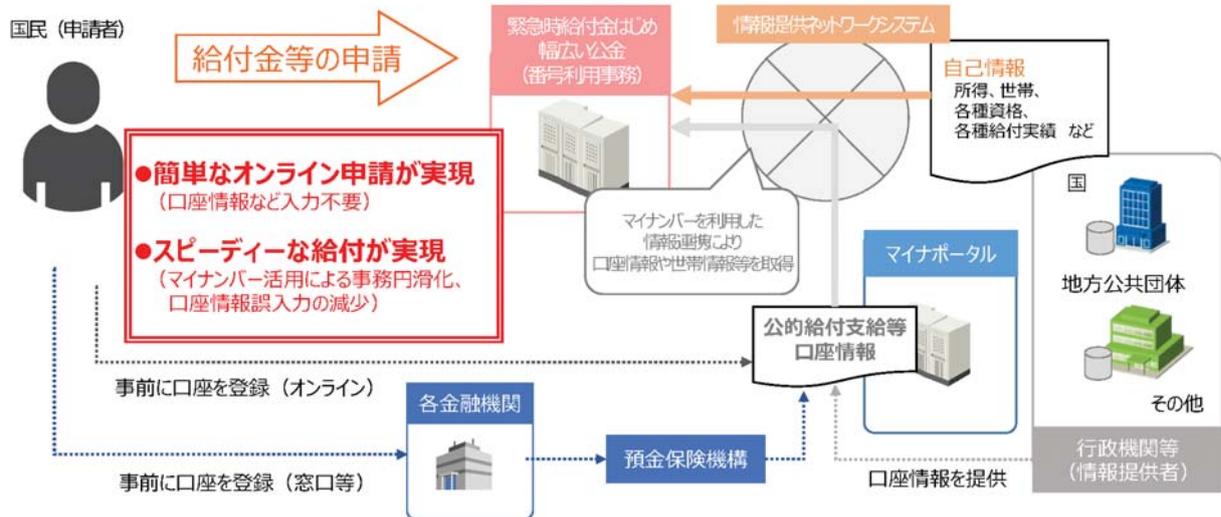
## 公的給付支給等口座の登録制度等の創設

### 預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。（68の事務）

### 登録制度のイメージ



2

## 預貯金口座への付番についての質疑

34

### ●登録口座情報の正確性確保と更新(3/31内閣・国民岸本)。

(平井) 災害以外に、今回、年金、児童手当、失業手当、生活保護の支給、国税の還付等、68の事務で口座情報を利用することとしている。公金受取口座や登録情報の変更については、預貯金者から登録口座の変更の登録申請や登録情報の修正の届出を行っていただくことにはなっているが、預貯金者本人からの申告のほかに、**登録主体であるデジタル庁においても、定期的に住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報、個人番号、氏名、住所、性別及び生年月日を利用した確認を行うこと**によって、これは年に一回程度ですかね、登録情報の正確性を確保する

### ●与党が預貯金口座のひもづけ義務化に反対する理由は(3/12内閣・維新足立)

(平井) 私も地方のいろいろな会合で皆さんの意見を聞いてみると、必ずこの意見が出てくるんですね。結局、明確な理由とか根拠はないんだけども反対という方々が多いです。やはりそれは何となく心配というようなことで、そういう意味で、資産状況を一元的に把握できるようになるとか口座情報が漏えいするリスクが高まるとか、**これは誤解なんですけれども、この誤解を我々はまだ払拭できていない。**

●(3/19内閣・立憲後藤) 預貯金者が自分の口座を持っている金融機関Aの窓口に行って、ほかの私の口座がある金融機関を教えてくださいと言うと、この金融機関Aが預金保険機構を通じて、預金保険機構はこのAさんの四情報を全ての金融機関に流して、B、C、Dから、Aさんのがありますよと預金保険機構に返ってきて、預金保険機構がAさんのマイナンバーをB、C、Dに流す仕組み。預金保険機構にどの銀行に口座があるか分かってしまう。①預金保険機構の情報廃棄の義務づけ②本人が希望したら最初からマイナンバーを全金融機関に通知できないか

(向井政府参考人) ①預金保険機構は、その事務処理の記録については必要な期間保存することを想定しているが、必要な期間が経過後に廃棄する。それから、預金保険機構自体は国とは別の機関で、預金保険機構からの情報が行政機関に通知されるということは基本的にはございません。

②マイナンバーそのものを全金融機関に通知するのはやや無理がある。マイナンバーの方が個人情報の保護が通常の個人情報よりはややきつめになっているということも勘案し、余りに広くマイナンバーというのをまくのはどうかということから、基本四情報を通知するスキームにした

■「意思に基づき提供」ではなく、全ての口座に付番すべきとする修正案(国民・維新)・・・少数否決

(1)金融機関にマイナンバーの提供を受ける義務を規定。

金融機関は少額の取引を除く金融に関する取引を行おうとする場合は、一定の事項を説明したうえで本人特定事項を確認するとともに、個人番号の提供を受けなければならない。預貯金者が本人特定事項の確認に応じないとき、または個人番号を提供しないときには、金融機関は預貯金者が確認に応じかつ個人番号の提供をするまでの間、取引にかかる義務の履行を拒むことができる。

また金融機関が預貯金者の個人番号の提供を受けた場合には、他の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする預貯金口座について、預貯金者の意思にかかわらず預金保険機構を經由して付番される仕組みに

(2)預貯金内容の情報の漏洩、滅失、毀損を防止する適切な管理のための措置を講じなければならない

(3)行政機関の長は個人番号を利用して管理されている預貯金口座にかかる預貯金内容等に関する情報の提供を求め、または金融機関から情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を求めた金融機関の名称等に関する記録を作成し保存しなければならない。あわせて金融機関が行政機関の長等に対し個人番号を利用して管理している預貯金口座にかかる預貯金の内容等に関する情報を提供する場合も、その情報提供に関する記録を作成し保存しなければならない

●国民民主党の修正案に対して(3/12国民・高井)

(平井)法案は国民に本人同意を前提として金融機関に番号をたずねる義務を規定。証券口座は告知義務を課したが進まず、罰則のない義務化は疑問。利用者メリットを充実することで付番進める考え方。

番号提供しないと口座開設できないのは義務化よりきついなという感じがしたが、これはこれからの議論だろう。

## 預貯金口座登録・管理法案付帯決議

五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に関し、本法による預貯金口座の登録が、国民の資産把握のために用いられることがないようにすること。

六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

1 預貯金口座への個人番号の付番により個人資産が国により把握されることに対する国民の懸念があることに鑑み、税務調査等の法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することがないようにすること。

2 預金保険機構が本法の規定により提供を受けた本人特定事項、個人番号、口座情報等については、その目的のための使用を終了した後は、直ちに復元不可能な形で削除することを預金保険機構に徹底すること。

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

### 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

### 概要

#### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

#### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

#### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準(省令)を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準(省令)を策定
- 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

#### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

#### ⑤ その他の措置

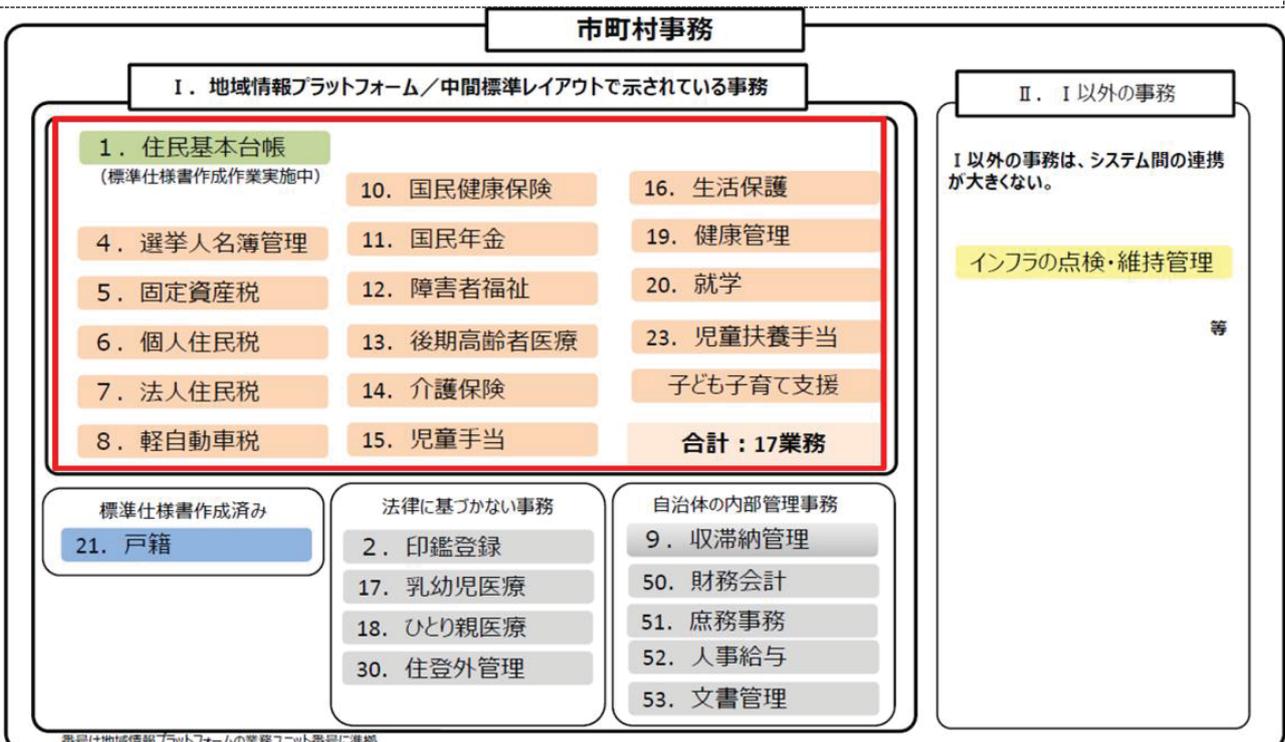
- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

#### ⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

# 地方自治体の情報システム標準化

自治体の主要17業務(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁策定の基本方針と調整の下、関係府省において作成。各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用



- 一 標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、地方自治法に基づき、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織である地方三団体に対し情報提供するとともに、意見聴取するほか、有識者からも意見を聴くなど、**地方公共団体の意見を最大限尊重**すること。
- 二 地方公共団体の利用する情報システムは、**地方公共団体が構築することが基本**であり、その整理・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行った上で、地方公共団体の実情に即したものとすること。
- 三 標準化基準については、地方公共団体の規模、権能及び地域特性等の違いを踏まえた柔軟なものとする。
- 四 標準化基準の策定・変更に当たっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、情報システムの運用実態を踏まえたものとなるよう、標準化対象事務に従事している職員及び情報システムを担っている職員等の意見を聴取するなど、**関係者の幅広い意見**を十分に反映したものとすること。また、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。
- 五 地方公共団体情報システムについて、地方公共団体や関係事業者の創意工夫による改善が図られるよう、地方公共団体及び関係事業者からの新たな機能に関する提案を受け付け、当該提案のうち有用性が認められるものについては、積極的に**標準化基準に反映**すること。
- 六 地方公共団体情報システムの標準化及び業務プロセスの見直し等によって、地方公共団体の窓口業務に混乱が生じ、住民サービスの提供に支障が生じることのないよう、地方公共団体との十分な調整を行った上で、**必要な人的・財政的支援**を行うなど、万全の対策を講ずること。また、標準準拠システムへの円滑な移行が図られるよう、**十分な移行期間を確保**するとともに、やむを得ない事由のある地方公共団体については、移行期間の取扱いについて検討すること。
- 七 地方公共団体情報システムの標準化を始め、地方公共団体のデジタル化の推進に当たっては、これを支える人材の確保及び育成が不可欠であることに鑑み、市町村において、高度な専門的知識を有するデジタル人材の確保及び育成が円滑に図られるよう、必要な人的・財政的支援を行うこと。

- 八 地方公共団体情報システムの標準化に要する経費については、国の責任において**全額国費で支援**すること。また、標準準拠システムの維持・管理及び改修等に要する経費について、必要な財政措置を講ずること。
- 九 地方公共団体情報システムの標準化に伴う情報システムの運営経費等の減少額については、**地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替える**など、地方財政計画において適切な措置を講ずること。
- 十 地方公共団体情報システムの標準化を契機として、**上乘せ給付などの地方公共団体独自の施策が廃止・縮小されることのないよう**、地方公共団体情報システムの機能等について、当該施策を継続するための改変・追加が行えるようにするとともに、当該改変・追加に要する経費について必要な財政支援を行うこと。
- 十一 地方公共団体情報システムの標準化を始めとした地方公共団体のデジタル化の推進に伴い、地方公共団体の保有する個人情報について、**情報連携の機会の増加が見込まれる**ことを踏まえ、個人情報の漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。
- 十二 地方公共団体の保有する個人情報に関しては、地域の特性等に応じた独自の保護措置が講じられてきたことを踏まえ、**改正後の個人情報保護法下で講じられる独自の保護措置**についても、標準化基準等において特段の配慮を行うこと。
- 十三 **ガバメントクラウド**の構築に当たっては、セキュリティ対策に万全を期すとともに、システム障害が発生することのないよう十分な対策を講ずること。また、標準準拠システムへの移行を円滑に進めるため、ガバメントクラウドの構築に向けた検討段階においても、地方公共団体に対する適時適切な情報提供を行うこと。
- 十四 ガバメントクラウドの活用による地方公共団体情報システムの利用に当たっては、個人情報の適切な管理を徹底する観点から、地方公共団体ごとのデータをクラウド上で分離するとともに、厳格なアクセス制限を行うなど、**個人情報を保護するための必要な対策**を講ずること。
- 十五 本法附則第二項に基づく検討に当たっては、地方公共団体独自の施策への影響等にも留意しつつ、地方公共団体の意見を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて、標準化対象事務、基本方針及び標準化基準の在り方等について必要な見直しを行うこと。

## 情報システム標準化の利用は自治体の義務か

41

●標準化システムの利用は自治体の義務か。自治事務まで強制されるのか。(3/12内閣委・立憲後藤)  
(平井)国や地方公共団体の情報システムについては、ガバメントクラウドの活用などの情報システムの共同化又は集約を推進することが、効率的な行政運営を実現する上で非常に重要だと考えています。そのような認識の下、本法案の第二十九条では、国及び地方公共団体がデジタル社会の形成に関し講じるべき施策の根幹を成す規定として、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進といった措置が講じられなければならない旨を規定しています。

これにより、**地方公共団体には、情報システムの共同化又は集約の推進に係る義務が課される**ことに加えて、本規定に基づく施策と一体となって取組を進めていくということになると思います。

(後藤委員) 地方公共団体にとって、共同化又は集約の推進は義務ですか、義務でないんですか。

(平井) 基本的には義務だと思っています。

(宮路大臣政務官) 標準化法案においては、条例などに基づく地方公共団体の独自サービス、就学援助の上乗せなど、標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認めるときは、標準に準拠したシステムの機能などに一定の変更や追加を行うことを可能とする規定、具体的に言うと八条二項ですが、盛り込んでおります。

上乗せ助成を行っているような場合を想定したものであり、標準化対象事務以外の地方公共団体の独自の取組が行えなくなるものではない

●地方自治の侵害ではないか

(平井) 基本的にそのシステムの最適化を目指しているものであって、自治体はその自治体で決める政策の選択肢を狭めるということではない。システムはそういう政策判断を制約するものではない(3/12内閣委・共産塩川)

(武田) 本法案における情報システムの標準化は、こうした地方行政のデジタル化の基盤となり、住民の利便性の向上や行政運営の効率化に資するものであり、地方自治の本旨を尊重しながら進めていくものである(4/15総務委・共産本村)

## 地方情報システム標準化法案のその他の質疑

42

●スケジュールへの懸念(4/15総務委・自民小倉)

標準仕様がそろうのは再来年の夏、それを待ってベンダーがアプリケーションを開発するのが一年半はかかると言われており、2025年が移行期限だとすると、移行期間は二年程度しかない。

(高原政府参考人) 今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、行政のデジタル化を加速化する必要が認識されたところであり、昨年末に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、国、地方を通じたデジタル化を今後五年間で進めることとされており、標準化、共通化についての目標時期を2025年度とすることとされております。

もっとも、委員御指摘のとおり、大規模な団体はシステム規模が大きく、標準準拠システムへの移行に相当の期間を要する場合があります。多様な実情があるものと承知しております。

●対象事務の範囲(4/15総務委・立憲櫻井)

(高原政府参考人) 標準化、共通化の取組を進めていくこととされた十七業務については、現在、関係府省において標準仕様書の検討が進められているところであり、その検討を踏まえ、標準化法案第二条第一項の規定に基づく政令において、十七業務のうち具体的に標準化の対象となる事務の範囲が定められる。その対象業務の全てが自動的になるというものではございません。

●カスタマイズの抑制

(高原政府参考人) 標準化法案八条は、第一項において、標準化基準に適合した情報システムの利用を地方公共団体に義務づけております。これは、地方公共団体ごと、ベンダーごとに安易に標準準拠システムのカスタマイズを認めた場合、カスタマイズ抑制やベンダー間の円滑なシステム更改、クラウドによる共同利用の促進といった標準化の目的が果たせないこととなるためであり、地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針や成長戦略フォローアップにおいて言及されておりますカスタマイズの抑制と同様の目的をもって今回規定をさせていただいている

(4/15総務委・自民小倉)クラウド事業者とアプリケーション事業者との間で責任領域が曖昧になってしまいう、**責任分界点**の問題が存在しているというふうに言われています。その対策をきちんと講じなければ、この問題が、ガバメントクラウドに移行した場合にシステム障害の元になる

(4/15総務委・立憲櫻井)これまで自治体が**オンライン結合**を禁止をしてきたということは、やはりオンライン結合するとリスクが高いから。オンライン結合しておいて、どうやって個人情報の安全性を確保できるのか

(4/15総務委・立憲櫻井)ガバメントクラウドの**サーバーの設置の場所**は、日本国内に設置することを義務づけるのかどうか。日本の国内の法令が行き渡るところでしっかりと管理をしていくべき(時澤政府参考人)ガバメントクラウドにおきましては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度というのがございます。ISMAPに登録されたサービスから調達するという原則にする、そして、データセンターの物理的所在地を日本国内とする、そして、情報資産につきまして、合意を得ない限り日本国外への持ち出しは行わないこと、さらに、一切の紛争は日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること、これを契約等により担保できることなどを選定基準とすることを考えている

(4/15総務委・国民井上)ガバメントクラウドが、**海外のベンダーと契約**する、こういうようなこともあり得るんでしょうか。これは何で国産企業と契約するという基本原則が立てられないんですか。(時澤政府参考人)基準を満たす者であれば、国産企業か外国企業かによって区別されるものではない

●費用負担(4/15総務委・立憲櫻井)

(武田)独自施策に係る情報システムにつきましては、基本的には国庫補助の対象とすることは考えておりません。一方、標準化対象システムと連携を行っている場合に、連携のインターフェース部分に何らかの影響が生じることが考えられてまいります。このため、システムの実態をよく伺いながら、財政支援の対象経費の範囲に含めるかどうかについては更に検討が必要

## 自治体クラウドで発生した事故事例

### ポイント③：昨今の重大インシデントを踏まえた対策強化

#### (2) 「Jip-Base」で発生した障害を踏まえた再発防止策

##### 発生した事案

- ✓ 昨年12月4日、日本電子計算株式会社が提供する地方公共団体向けクラウドサービス「Jip-Base」に障害が発生し、全国53団体453システムに影響を与え、その一部については、要介護認定、各種証明書の発行、ホームページの閲覧等に長期間の支障が発生
- ✓ 障害原因は、①不具合の発生したストレージを利用していたシステムが利用不可になったこと、②一部データにアクセスできない状態が生じたこと、③一部のバックアップデータの取得不備
- ✓ 地方公共団体側の課題として、重要なシステムが重要度の低いシステムと同じサービスレベルで構築されていること、契約書に必要な事項が記載されていないこと等について有識者から指摘

##### 再発防止策の概要

- ① 地方公共団体への助言
    - ✓ 地方公共団体に対し、システムに求められるサービスレベルを十分に検討の上、バックアップを含め、必要なサービスレベルを保証させる契約締結の実施等を助言
  - ② クラウドサービス事業者への対応
    - ✓ 地方公共団体を対象にクラウドサービスを展開する主な事業者に対し、自治体と同様の要請
- ①②を通じて、必要なサービスレベルについて、地方公共団体及びクラウドサービス事業者間の共通認識を醸成し、その内容を盛り込んだ契約の締結を促進**
- ※ 今後、地方公共団体がクラウドサービスを安全に利用するための留意事項を整理し、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定時に反映

【「自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイント」(2020年5月地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会)】

## マイナンバー制度の現状と問題

### ●マイナンバー制度のコストパフォーマンスは悪すぎ(3/31内閣委・立憲・後藤)

(菅総理)マイナンバー制度の関連国費の総額については、マイナンバー法成立以降の九年間の累計で、約8800億円。コストパフォーマンスは確かに悪過ぎる。私自身、内閣官房長官として、三、四年前、このマイナンバーカードについて、もう一度一からやり直そうと思いました。それで厚労省説得をして、健康保険証をマイナンバーカードでできるようにしました。今、若干遅れていますけれども、そういう道筋をつけ、免許証も警察庁と話をしてこれも可能な方向性をつくりました。

### ●マイナポイントの現状(3/17内閣委・自民牧原)

(黒瀬政府参考人)申込状況の現状、3月14日の日曜日の時点で約1438八万人から申込み。同日時点のマイナンバーカードの交付の実施済みの件数が3438万件で、その割合は42%程度。事業期間を本年三月末から九月末まで延長するとともに、キャッシュレス決済事業者の追加公募し新たに大手クレジットカード会社にも御参画いただけることとなった

### ●マイナンバーカードを使うと確定申告(e-Tax)は不便(3/19内閣委・立憲後藤)

### ●マイナポータルが法的根拠もないまま利用拡大(3/19内閣委・共産塩川)

(平井)(マイナポータルからの)APIによる個人情報の提供は、行政機関から本人に提供された自己の情報を自己の意思によって民間事業者に提供するものであって、個人情報保護法やマイナンバー法に提供の根拠となる具体の規定があるわけではない

### ●消費税のインボイス導入と国税庁の新たな番号(3/24内閣委・維新・足立)

(重藤政府参考人)マイナンバーの取扱いは番号法に規定があり、使用目的は社会保障、税、災害対策分野に限定されるとともに、その取扱い、非常に厳重に管理をするということになっている。一方、インボイス制度における登録番号は、広く日常的に事業者間でやり取りされるインボイスに記載されるもの。

こうした利用目的、それから秘匿性の観点から、インボイス制度における登録番号にはマイナンバーは使わないということにした。

## マイナンバー制度の現状と問題

### ●入管法改正後の在留カードとマイナンバーカードの一体化の経過(3/12内閣委・維新足立)

(小野田大臣政務官)平成30年12月以降、タスクフォース等において検討を重ねてきた。両制度は、それぞれ趣旨、目的が異なっていることから、二つのカードの一体化の検討に当たっては、在留カードの券面の記載事項や常時携帯義務に関する問題などの諸課題の検討に時間を要した。

具体的には、在留カードの券面には、在留資格、在留期間、就労制限の有無などの記載があって、一体化した場合にそれらの情報をどのように確認をするのか、また、在留カード常時携帯義務がありますので、この点について、マイナンバーカードとの関係をどのように整理するのか、さらに、一体化カードについて、法務省と市町村との連携をどのようにするのかなど、制度、運用の両面から、関係省庁間で幅広く検討しております。

法務省としては、両カードの一体化について引き続き関係省庁と連携し、本年中に結論を得て、令和七年度中に円滑に交付を開始できるよう、法改正やシステム開発等、必要な措置につき検討を進める

### ●災害時の避難所の管理とマイナンバーカードの利用(3/19内閣委・自民牧島)

(阿部政府参考人)訓練時を含めた避難所におけるマイナンバーカードの活用について。例えば、新潟県三条市において、マイナンバーカードの空き領域を活用し避難所の入退所受付を行うことで、避難者の特定と迅速な受付を実現している事例がある

### ●「マイナンバーを持っていない国民はおりません」との1/19の平井大臣ツイート(3/19内閣・立憲吉田)

(平井)国内でワクチンを打つときの話。国内でワクチンを打つということは、間違いなくマイナンバーを持った人。先生のおっしゃるとおり、マイナンバーを持っていない日本国民というのはおられます。海外で生まれて、一度も来ていないけれども日本人というケースだと思います。ただそういう方も、日本に帰ってきてワクチンを打つときには、当然、マイナンバーというか、住基にひもづけてやろうとしているオペレーション。私のこのやり取りはワクチンのやり取りだと御理解いただければと思います。

※新型コロナ予防接種の対象者は接種日に住民基本台帳に記録されている者だが、「戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者」も本人同意を得た上で接種でき(厚労省防接種実施手引き)、マイナンバーを持たない人も含まれる。

**■ デジタル社会形成基本法案 修正可決(賛成＝自民・公明・維新・国民、反対＝立憲・共産)****【修正案趣旨】**

1) 自民・公明・立憲 賛成多数⇒修正

デジタル格差是正の「身体的条件」⇒「障害の有無等の心身の状態」に

2) 自民・公明・維新 賛成多数⇒修正

国や自治体の役割に「公正な負担と給付の確保」を追加

3) 立憲 賛成少数⇒否決

(1) デジタル社会の形成にあたっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性および信頼性の確保を図らなければならない

(2) デジタル社会の形成に関する施策の策定にあたり国および地方公共団体が講じなければならないとされる国および地方公共団体の情報システムの共同化・集約化の推進を努力義務にする

(3) 重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策を定めようとする場合の意見聴取先として、地方6団体に加え職員団体の全国的連合体その他関係者を追加する

**■ デジタル庁法案 (賛成＝自民・立憲・公明・維新・国民、反対＝共産)****■ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案**

(賛成＝自民、公明、維新、国民、反対＝立憲、共産)

**【修正案趣旨】 立憲 少数否決(賛成＝立憲、国民)**

(1) 電子署名のJ-LISの認証業務に関する法律について、署名利用者の同意がある場合に検証者の求めに応じて提供する4情報から性別を除く

(2) 個人情報保護法の目的に、憲法が保障する個人に関する情報の取り扱いについて自ら決定する権利を確固たるものとする必要があること、及び個人情報を保護することの明記

(3) 自治体と独立行政法人が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し、地域の特性の事情にて応じて条例で必要な規定を定めることを妨げないことの明記

(4) 行政機関の長等が利用目的以外の利用のために保有個人情報をみずから利用できる場合について、行政機関等がその個人情報を利用しなければ、法令の定める事務・業務の適正な遂行に著しい支障をきたす場合で、かつこれに代わる他の方法がない場合であって、達成のために必要最小限の範囲で利用するとき限定

(5) 移動端末用電子証明書を、マイナンバーカード用の電子証明書の発行の有無にかかわらず発行できるようにするため、施行後1年以内を目途に具体的方策を検討し法制上の措置

**■ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法案**

(賛成＝自民、立憲、公明、維新、国民、反対＝共産)

**■ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法案**

(賛成＝自民、公明、維新、国民、反対＝立憲、共産)

**■ 付帯決議**

(賛成＝自民、立憲、公明、国民、反対＝共産、維新)

**■ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(総務委員会)**

賛成＝自民、立憲、公明、維新、国民、反対＝共産)

**【修正案趣旨】**法律案附則に、施行後5年を経過した場合において、施行状況を検討しその結果に基づいて必要な措置を講ずる(提案＝自民・立憲・公明・維新・国民)⇒修正